

東浦町農業次世代人材投資事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者の経営確立を支援するため交付する東浦町農業次世代人材投資事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記1第5の2（1）の要件を満たす者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

（1）複数の者で農業法人を設立し、共同経営する場合であって、経営開始後5年以上経過している農業者（当該農業者が現に補助金の交付を受けているときは、その5年度目を超えている農業者）が当該法人の役員に1名でも存在するときは、当該法人の他の役員

（2）令和4年4月1日以降に新たに農業経営を開始した者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる期間に応じ、それぞれ次に定める額において、予算の範囲内で、1年ごとに算定する。

（1）農業の経営開始1年目から3年目までの期間 150万円以内の額

（2）農業の経営開始4年目及び5年目の期間 120万円以内の額

2 実施要綱別記1の第5の2（2）イの要件を満たす場合における前項の規定の適用については、前項の規定により算定した額に2分の3を乗じて得た額以内とする。

(青年等就農計画等の承認の通知)

第4条 実施要綱別記1第7の2（1）の規定による青年等就農計画等の承認の通知は、青年等就農計画等承認書（別記様式）により行うものとする。

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた者が行う規則第12条の規定に基づく実績報告は、実施要綱別記1第6の2（6）アの就農状況報告とする。

(交付の申請、交付の決定等)

第6条 第2条から第5条までに定めるもののほか、補助金の交付の申請、交付の決定等については、実施要綱別記1第6の2及び第7の2のとおりとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の東浦町農業次世代人材投資事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされた農業人材力強化総合支援事業補助金の交付の申請に係るものについて適用し、同日前にされた青年就農支援事業補助金の交付の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に東浦町農業次世代人材投資事業補助金交付要綱第 9 条の規定により補助金の交付決定を受けた者がする同要綱第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による状況報告書は、この要綱の施行日以後については、この要綱による改正後の東浦町農業次世代人材投資事業補助金交付要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町農業次世代人材投資事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後にされる農業次世代人材投資事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請に係るものについて適用し、同日前にされた補助金の交付の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

経営開始計画承認書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けの経営開始計画承認申請については、農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき、承認します。